

事務連絡
令和5年9月29日

政令市・中核市介護保険担当課 御中

兵庫県福祉部高齢政策課

**令和5年度 介護事業者等サービス継続支援事業補助金に関する
10月1日以降の取扱いについて**

平素は、高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和5年度介護事業者等サービス継続支援事業補助金について、10月1日から運用を 変更する旨、厚生労働省から通知がありましたのでご留意いただきますようお願いいたします。

なお、10月1日以降の申請様式については、準備が整い次第、県ホームページに掲載しますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

記

| 9月までの取扱い | 10月1日以降の対応 |
|--------------------------------|--|
| 感染者が発生した場合等のかかり増し経費の補助（上限なし） | 新型コロナ感染者への対応に係る業務手当（危険手当等）について、1人あたりの補助上限を4,000円/日かつ2万円/月とする。 なお、9月の手当であっても、支給が10月1日以降となる場合は、上記補助上限が適用される。 |
| 施設内療養の補助（通常の補助1万円/日、追加補助1万円/日） | 通常の補助及び追加補助の補助単価について、それぞれ1人あたり1万円/日⇒5千円/日に変更する。追加補助の要件であるクラスターの発生人数について、大規模施設（定員30人以上）は5人/日以上⇒10人/日以上、小規模施設（定員29人以下）は2人/日以上⇒4人/日以上に変更する。 |